

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
前文					
1	磯田 節子 委員	熊本の土地利用基本計画に何回も水と緑が大事であると書かれているのに、前文の一番最初では「こうした県民共通の限られた資源である本県の県土について、将来にわたって有効な活用に努めていく」としか書かれていない。ここに「保全」という言葉が出てこない。 前文（上から6行目）赤字部分を追記 ・・・将来にわたって <u>保全と適切な有効な</u> 活用に努めていくことが・・・	前文	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 「こうした県民共通の限られた資源である本県の県土について、将来にわたって <u>適切な保全と</u> 有効な活用に努めていくことが必要である。」
1 県土利用に関する基本構想					
（1）熊本県の県土利用を巡る環境・条件					
2	磯田 節子 委員	今回の改訂素案では「農業振興と企業進出の両立が課題」とありますが、私から見ると、「両立」は農業よりも開発志向が強いように感じました。あくまで農業振興が上位でその下での企業進出では。 ビジョンとして「自然や農業、文化を守る土地利用」がまずあって、あくまでその下での企業進出と明確に位置付けることが重要と考えます。	1	参考	本県としては、食料の安全保障と経済の安全保障の両立を目指す観点から、どちらが上位でどちらが下位という考え方ではなく、庁内の連絡会議における土地利用調整や様々な制度を活用しながら、農業振興と企業進出の両立に向けて取り組んで参ります。
3	藤本 一臣 委員	1（1）熊本県の県土利用を巡る環境・条件 2段落目と3段落目との間（「多くの優れた素材を有している」の次）に「またエンタメ企業との連携による県立高校マンガ学科設立など、マンガ県クマモトの更なる魅力向上の後押しにも繋がるよう、エンタメ企業進出による土地利用の転換も進めることが必要である。」という文言を追加して欲しい。（高森町からの意見）	1	記載済	御意見の主旨は、農地転用や低・未利用地の活用などで様々な企業が進出しやすい環境を県で推進して欲しいとのことであり、これらについての方向性はP3,9.13,25に記載されています。なお、企業誘致に係る個別具体の施策は本計画には馴染まないため記載しません。
4	磯田 節子 委員	P1（下から13行目） 「新生シリコンアイランド九州」の実現を目指す一方で→ここだけ具体的な「新生シリコンアイランド九州」が示される。必要でしょうか？	1	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 「また、令和3年11月に世界的半導体企業が本県への進出を決定したことを契機として、県北地域を中心に半導体関連企業の集積が加速化 <u>し</u> 、農地から宅地・工業用地等への土地の利用転換の動きが活発になっており、農業振興と企業進出の両立が課題となっている。」
5	藤本 一臣 委員	1（1）熊本県の県土利用を巡る環境・条件 ※赤字部分を追記 「～農地から宅地・工業用地への利用転換の動きが活発になっており、 <u>地域資源の保全とともに</u> 農業振興と企業進出の両立が課題となっている」（阿蘇地域の首長からの意見）	1	反映	「地域資源の保全」は草原の事を指すと思料しますが、該当部分は半導体関連企業の進出による農地転用についての文章であり、草原を入れ込むと意味が繋がらないため、1段落目に草原について追記しました。 （同項目の1段落目） 「本県は、九州の中央に位置するという優位な地理的条件にある。また、県土の6割以上を占める森林や <u>日本最大級の草原</u> などの緑と、…」

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
6	磯田 節子 委員	P1（下から13行目）赤字部分を追記 今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性・地域資源をいかしつつ顕在化した土地利用の課題を踏まえる必要がある。 <u>森林・農地などの緑、水資源、美しい自然、歴史文化などの地域固有の価値をいかに守り、むしろ磨きながら産業や生活を向上させる土地利用が求められる。</u>	1	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。なお「森林・農地などの緑、水資源、美しい自然、歴史文化」は「これらの地域特性や地域資源」に包含されています。 「今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性や地域資源の価値を守り、また、活かしながら、地域全体の利益を実現する持続可能な計画とする必要がある。」
（２）県土利用の基本方針 ①持続可能で豊かな県土利用の推進 （い）適切な県土管理を実現する県土利用					
7	磯田 節子 委員	P3（下から5行目）赤字部分を追記 …水田のかん養等に重要な役割を果たす <u>農地</u> 、森林の整備及び保全を進める。	3	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 「農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し良好な管理を行うとともに、基盤整備や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。 また、県土の保全、水源のかん養等の多面的機能に重要な役割を果たす農地や森林の整備及び保全を進める。」
（ii）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用					
8	磯田 節子 委員	P4（上から5行目）赤字部分を追記 （ii）自然環境・文化・美しい景観等・・・	3	反映	以下のとおり修正 「（ii）自然環境・文化・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」
			4		
9	磯田 節子 委員	P4（下から12行目）赤字部分を追記 これらに加え、美しい・・・水辺空間など、地域の個性ある文化や美しい景観の保全	4	反映	以下のとおり修正 「これらに加え、美しい・・・水辺空間など、地域の個性ある文化や美しい景観の保全・・・」
（iv）安全・安全を実現する県土利用					
10	坂本 真理子 委員	「安全安心を実現する県土利用」のところに、流域治水という言葉が入ったのには喜んでいるが、「集水域から氾濫域にわたる流域に関するあらゆる関係者が協働して」というのは一般の方はイメージできないのではないかと思いますので、「森林の管理」という言葉を入れていただくことが大事だと思う。	5	反映	流域治水は森林管理以外の取組みも含めたものであるため、本文は修正しないが、一般の方もイメージしやすいよう、「集水域」「氾濫域」について、計画書末尾の参考資料「5.用語解説」に以下のとおり追加しました。 <u>・集水域：雨水が河川に流入する地域</u> <u>・氾濫域：河川等の氾濫により浸水が想定される地域</u>
11	坂本 真理子 委員	同じく、「森林やその他の生態系」について、生態系は都市部など様々なパターンがあり、その全てが「生態系」なので、この書き方だと、意味がよく分からないので検討してほしい。	5	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 「・・・農地の保全管理、生態系の持つ県土保全機能・・・」

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
2 県土利用の基本方向 （２）利用区分別の県土利用の基本方向 ①農地					
12	磯田 節子 委員	P9（下から14行目）赤字部分を追記 農地は、多種多様な農業により国内有数の食糧生産基地となっている本県の礎であることから、 <u>優良農地の確保を基本として農用地区域の保全の下に、</u> 農業振興と企業進出の両立を目指し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を図る必要がある。	9	修正しない	優良農地を守るための制度が「農用地区域」であるため。
13	藤本 一臣 委員	2（２）利用区分別の土地利用の基本方向 ①農地 「耕作者の高齢化や担い手不足を補うことを目的にICTやロボット、AI等を活用したスマート農業の活用を支援する」という文言を追加してほしい。（高森町からの意見）	9	修正しない	御意見は人（担い手）に対する支援内容であり、本計画に記載する内容にはなじまないため。
14	藤本 一臣 委員	また、３段落目内「都市住民や農業以外の分野との連携等により」の箇所に、具体的に「耕作放棄地解消事業の活用」という文言を追加してほしい。（高森町からの意見）	9	修正しない	特定の事業名の記載は、本文のバランスが取れないため。
3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 （２）地域別の概要 ①熊本都市圏地域					
15	磯田 節子 委員	P16（上から12行目） ・・・市街地の再整備や土地の <u>適切な高度</u> 利用を進める。	16	反映	拠点性を高めるために土地の高度利用についての記載は必要であるため、文章のつながりを考慮し次のとおり修正しました。 「引き続き、高次な都市機能を持つ拠点的な市街地として、 <u>土地の高度利用等</u> を進めながら、居住人口の減少等の問題も踏まえ、 <u>空き家対策など既成</u> 市街地の再整備 <u>についても</u> 進める。」
②県北地域					
16	磯田 節子 委員	P17(上から4行目) 世界文化遺産の構成資産である万田抗をはじめ・・・多様な担い手の育成を図るための基盤整備や農地集積を推進する。（元に戻す）	17	記載済	万田坑に係る記述については、文章のつながりを考慮し4段落目に位置を移動しています。同様に、多様な担い手育成のための基盤整備や農地集積についても2段落目に移動しています。

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
17	磯田 節子 委員	P17(上から13行目) 赤字部分を追記 ・・・利用転換が進んでいる。 <u>農用地区域の保全の下に</u> 、農業振興と企業進出の両立を図るため県、市町村、関係団体が連携しながら、基盤整備が行われていない農地への進出企業等の・・・	17	参考	農用地区域は優良農地を守る制度であることから、県土利用の基本方向の考え方を踏まえ以下のとおり修正しました。 「・・・関係団体が連携しながら、 <u>優良農地の確保を基本として</u> 、基盤整備・・・」
18	藤本 一臣 委員	3（2）地域別の概要 ⑤県北地域 「有明海沿岸道路等の幹線道路のネットワーク」が削除されているのはなぜか。 上記について、可能であれば残していただきたい。（県北地域の首長からの意見）	17	反映	有明海沿岸道路に対して、「北部九州と阿蘇・大分地域を結ぶ結節点」の表現が不適当なため削除していましたが、御意見を踏まえ、文章の構成を変更し以下のとおり修正しました。 「また、阿蘇・大分地域 <u>や、北部九州からの観光誘客や企業集積等による新たな人流・物流を創出するため、中九州横断道路や、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワーク整備を促進する。</u> 」
③阿蘇地域					
19	藤本 一臣 委員	3（2）地域別の概要 ③阿蘇地域 最後の段落内「野焼きの安定的な実施、景観保全の取組み」の箇所に、具体的に「牧野組合への支援を強化」という文言を追加してほしい。（高森町からの意見）	17	修正しない	意見は人（担い手）に対する支援策であり、国土利用計画に記載する内容にはなじまないため。
20	藤本 一臣 委員	3（2）地域別の概要 ③阿蘇地域 の記述に下記の追加をお願いいたします。 そして当地域は、県内で唯一、地熱発電事業が有望な地域であり、国の6次エネルギー基本計画において掲げられている再生可能エネルギー比率（36～38％）達成に向け、地熱発電は重要な柱の一つとされている。国全体における現状の導入量は0.6GWであるが、2030年度には1.5GWまで引き上げる目標が設定されている。この木曜を達成するためにも当地域においては阿蘇の豊かな自然や美しい景観を維持しつつ、地熱発電の推進を両立させていく。 ※文章量に制限ある場合は、下記の内容程度を追記いただきたいと思います。 当地域は、県内で唯一、地熱発電事業が有望な地域であることから、当地域においては阿蘇の豊かな自然や美しい景観を維持しつつ、地熱発電の推進を両立させていく。（小国町からの意見）	17	反映	県第2次熊本県総合エネルギー計画にも沿った内容であり、御意見を踏まえて修正しました。なお、環境・景観保全については、冒頭や他段落でも示されてるため、以下のとおりとしました。 「また、阿蘇の雄大な自然環境の保全、良好な景観形成、豊富な水源かん養、生活文化の伝承、 <u>温泉や地熱などの活用</u> など、多面的機能を活用した土地利用を進める必要がある。」

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
⑤県南地域					
21	守田 憲史 委員	我々は南北格差を主張している。改訂素案の県南地域に関する部分で、産業の振興とか、そういう文言が全然見当たらないのには不満を感じる。	18	反映	御意見を踏まえ、県南地域について、「くまもと新時代共創総合戦略（R6.12）」を参考に、産業振興に関する記述を追加しました。 （２段落目） 引き続き、九州新幹線や九州縦貫自動車道など南九州の高速交通網の結節点としての <u>優位性を活かして</u> 人的、物的交流の活発化を図る <u>とともに、八代地域における県営工業団地の整備や、八代港などの物流拠点の機能強化等により、地域の産業振興に繋げる。</u> ．．．
22	松浦 ゆかり 委員	3（2）地域別の概要 ⑤県南地域 「なお、この地域は．．．土地利用を促進する必要がある。」のあとに以下を加筆希望。 「農業従事者の高齢化は、農業の継続に深刻な危機問題である。さらに工業団地の影響による農地の減少を対処するためには、農業の法人化、すなわち起業支援を充実させる。 工業団地の設立、特にTSMC関連の工場においては、処理排水の規制や水資源の確保が重要。地域に与える水資源への負担を考慮し、持続可能な水の利用計画が求められる。また、海外からの職員の移住が進む中で、異文化コミュニケーションや地域の規則についての指導が現在も不足しており、専門職による指導体制の整備が急務である。地域の多文化共生を推進するため、教育プログラムの強化が必要である。 八代平野は広大な農業都市で多様な作物が生産され、また不知火海沿岸では多様な魚が水揚げされているが、販路の拡大や若者の起業家支援が不足している。市民にとって重要な水源である球磨川は、暮らしや企業、そして生態系に欠かせない存在で、特に八代の干潟は生物多様性の象徴であり、水害防止にも寄与しているため、」	18	参考	御意見は、人（農業の担い手など）に関するものであり、本計画に記載する内容には馴染まないため、担当部局への参考意見とさせていただきます。 また、工場や事業場の処理排水の規制や水資源の確保についてはP12、干潟の保全についてはP13について記載済です。
23	松浦 ゆかり 委員	「甚大な被害をもたらした～迅速な復旧と創造的な復興を進め」の後に加筆希望。 「球磨川河口の干潟を守り育むことの重要性を認識した計画が急務である。」	18	記載済	干潟の保全・整備については、P13の「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」において、干潟の重要性や保全に関する具体の取組みを記載しています。 また、「迅速な復旧と創造的な復興」の文言にも委員の意見は含まれていると考えます。

No	委員名	委員からの意見	改訂案 ページ	取扱	検討結果・修正内容
4	3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 （1）公共の福祉の優先と地域の実情に応じた計画的な利用				
24	磯田 節子 委員	P20(上から6行目) このため、土地所有者は、良好な土地管理と適切有効な土地利用に努め・・・	20	修正しない	「有効」は「ききめのあること」「法律上の効力を持っていること」の意義があり、ここでは「有効」の方が適当と考えます。